

ドイツ連邦議会の質問制度

前企画調整室客員調査員

のぐち のぶこ
野口 暢子

1. はじめに

日本においては1999年に成立した「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」により、国家基本政策委員会合同審査会において、いわゆる「党首討論」が導入された。しかしながら「衆参いずれかの院で10名以上の議員を有する会派の党首」が行うという申合せの要件に該当する野党党首が現在は民主党党首だけに限られていること、時間の短さ、「党首討論」が予定されていてもキャンセルされることがしばしばあり、実施回数が年に数回と少ないことなどの問題点が指摘されるようになっている¹。

ドイツでも日本と同じくイギリスの「クエスチョン・タイム」を参考として連邦議会（Bundestag）に質問制度が取り入れられた²。ドイツの質問制度も日本と同じくイギリスの制度を参考としたものであるが、「党首討論」という形で制度が導入されたのではなく、野党を中心とした複数の議員が大臣や政務次官への質問を行う「質問タイム（Fragestunde）」という形の制度が導入され、本会議が開催される週の水曜日（13時30分から15時30分）に実施されている。また、一般的に関心の高い時事的テーマについて本会議での議論を行う「時事討論タイム（Aktuelle Stunde）」という制度があり、重要な政策課題については木曜日の本会議の「コアタイム討論（木曜討論）」の時間に集中して議論が行われている。予算審議を行う週には首相が予算の説明を行ったり、野党党首が質問を行ったりすることもあるが、「質問タイム」や「時事討論タイム」で首相や野党党首が発言することは少なく、当該テーマに詳しい一般の議員が発言することが多い。

本稿では、ドイツのシステムを紹介することで、日本の「党首討論」改革や「議会活性化」の議論に参考となる点がないかとの観点から、ドイツの質問制度とその運用状況を考察していきたい³。

2. 質問制度の概要

（1）大質問・小質問他

ア 大質問（Große Anfrage）

大質問（Große Anfrage）は、連邦議事規則第100条から第103条で規定されている質問制度である。政府に対しての大質問は議長に提出され、議長から連邦政府に対してその質問に答えられるかどうかを問い、議事日程に組み入れるかどうかを決定する（議事規則第100条、第101条）。連邦政府に対し、一つの会派もしくは5%以上の議員の要求があったときには、審議が実施されなければならない（議事規則第101条）、連邦政府が質問に答えるかどうかの返事をしない場合も議事日程に載せることができる（議事規則第102条）⁴。

イ 小質問 (Kleine Anfrage)

小質問 (Kleine Anfrage) は、連邦議事規則第 104 条に定められている質問制度であり、特定の記録に関する報告について連邦政府の回答を要求することができる制度である。質問は議長に提出され、議長は政府にその質問に 14 日以内に文書で回答することを要求する。議長はこの期間を質問者と協議して延長することができる⁵。小質問は審議案件として議事日程に載せることはできない (連邦議事規則第 75 条第 3 項)。

ウ 連邦議会の一議員の個別質問 (Fragen einzelner Mitglieder des Bundestages)

大質問、小質問以外に連邦議事規則第 105 条で「連邦議会の一議員の質問」制度が定められている。これは連邦議会のそれぞれの議員が連邦政府に対して、口頭または書面による回答を求める短い質問を個別に行う権利があるというものである⁶。

(2) 質問タイム (Fragestunde)

1951 年 12 月に制定された「新議事規則」でイギリスの「クエスチョン・タイム」をモデルとして導入された制度である⁷。現在は、一つの会議週に 3 時間を限度として行われ、議員一人につき 2 つまで、政府の口頭での回答を求めることができ、再質問をすることも認められている。実際に回答を行うのは大臣自身もしくは政務次官である⁸。

基本的に毎週水曜日は、毎回一人の大臣や政務次官が政策説明をした後、その内容に対し各議員が質問を行う「政府への質問 (Befragung der Bundesregierung)」（連邦議事規則第 106 条第 2 項）、さまざまな政策分野について質問を行う「質問タイム (Fragestunde)」、「時事討論タイム (Aktuelle Stunde)」という流れである。議長の選出、予算の審議などの審議がある週には「質問タイム」は開催されず、第 16 期 (2005 年 10 月～2007 年 10 月末まで) 約 2 年の間に計 31 回実施されている。議事日程の都合上、基本的な流れとは異なる順序になることや、他の曜日に開催されることもある。「質問タイム」で質問を行うのは、政党内各委員会の代表クラスから新人議員までさまざまな議員であり、1 回につき約 20～30 人による計 30～50 件の質問が行われている⁹。

(3) 政府への質問 (Befragung der Bundesregierung)

毎回一人の大臣や政務次官が約 5 分間、閣議で話し合われた内容や時事的なテーマについての説明をした後、その内容に対し各議員が質問を行う連邦議事規則第 106 条第 2 項に定められている制度である¹⁰。1988 年から実施され、1990 年に議事規則に定められた。各会議週の水曜日 13 時から 30 分間行われる。

(4) 時事討論タイム (Aktuelle Stunde)

1965 年 1 月 27 日の決議によって「時事討論タイム (Aktuelle Stunde)」が導入され、1980 年の議事規則改正で議事規則に規定された (連邦議事規則第 106 条第 1 項)¹¹。一般的に関心を持たれている新鮮な時事的テーマを取り上げ、与野党の議員と閣僚が一人 5 分間、全体で約 1 時間議論を行う制度である。連邦議会議長補佐機構 (Ältestenrat) が実施

を決定した場合か、一つの会派または5%以上の議員（現在の議会では31名以上）が実施を要求した場合に行われる。水曜日の「質問タイム」の後に実施されることが多く、テーマにかかわる大臣や各党の議員（10～15人程度）により討論が行われている¹²。

水曜日の「質問タイム」後に実施されることが多いが、1日に一つの「時事討論」しか行えないと決められているため、木曜日など他の曜日に実施されることもある。たいていは1週間に1回実施されるのみであるが、1週間に3回実施されたこともある¹³。

（5）コアタイム討論（Kernzeit）

ドイツ統一後に実施された1995年の議会改革¹⁴で、本会議の議論に関して一般的な関心を高め、連邦議会の信用度をあげるために毎週木曜日の午前から4～6時間の国政上重要なテーマを扱う討論時間が設けられることになった。この討論時間はテレビ・ラジオによる中継が行われ、その時間の間は委員会など他の会議は開かれない。また、できるだけたくさんの議員が発言できるよう、時間は一人10分以内と定められている¹⁵。

	第13期	第14期	第15期
本会議・開催日数	248日	253日	187日
大質問	156件	101件	65件
小質問	2071件	1813件	797件
質問タイム（口頭質問）	3537件	3229件	2550件
緊急質問	34件	80件	37件
文書による質問	14906件	11838件	11073件
時事討論タイム・開催数	103回	141回	71回
政府への質問・開催数	41回	61回	42回

（出所）Hermann J. Schreiner & Susanne Linn, *So arbeitet der Deutsche Bundestag* 20. Aufl., NDV, 2007, S.76.

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8:00			幹部会		
9:00		会派作業部会	委員会	本会議	本会議
10:00		〃	〃	〃	〃
11:00		〃	〃	〃	〃
12:00		〃	〃	〃	〃
13:00			政府への質問	〃	
14:00		会派議員集会	質問タイム	議長補佐機構会議	
15:00			時事討論タイム ¹⁶		
16:00	会派首脳会議				
17:00					
18:00					

<注>木曜日()の時間帯)に時事討論タイムが開催されることもある。

(出所) *Fakten - Der Bundestag auf einen Blick*, 2006, S.22・23.

3. 第16期連邦議会における質問タイム・時事討論タイム

ドイツ連邦議会は、総選挙ごとに第何期とされている。例えば、1949年から1953年までが第1期連邦議会、現在は第16期連邦議会である。2005年9月18日の連邦議会議員選挙において第16期連邦議会議員が選出され、2005年10月18日に第1回の会議が実施された。現在の首相はキリスト教民主・社会同盟のメルケルであり、キリスト教民主・社会同盟と社会民主党の大連立政権である。議事日程は1週間ごとに定められ、それを「会議週」という。現在は二大政党による大連立政権であるため、野党は自由民主党、緑の党、左翼党である。(図表3～5参照)

与党	
キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)	224
社会民主党(SPD)	222
計	446
野党	
自由民主党(FDP)	61
左翼党(LINKE)	53
緑の党(BÜNDNIS90/GRÜNEN)	51
計	165
無所属	2

(出所) ドイツ連邦議会ホームページ

<http://www.bundestag.de/mdb/listeFraktionen/index.html>

図表4 現在の内閣（2007年11月現在）

連邦首相：アンゲラ・メルケル（キリスト教民主同盟）
連邦副首相兼外務大臣：フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー（社会民主党）
労働・社会担当大臣：オラフ・ショルツ（社会民主党）
内務大臣：ヴォルフガング・ショイブレ（キリスト教民主同盟）
法務大臣：ブリギッテ・ツイプリース（社会民主党）
財務大臣：ペーア・シュタインブリュック（社会民主党）
経済・技術担当大臣：ミヒャエル・グロース（キリスト教社会同盟）
食料・農業・消費者保護担当大臣：ホルスト・ゼーホーファー（キリスト教社会同盟）
国防大臣：フランツ＝ヨーゼフ・ユング（キリスト教民主同盟）
家族・高齢者・女性・青少年担当大臣：ウルズラ・フォン＝デア＝ライエン（キリスト教民主同盟）
保健大臣：ウラ・シュミット（社会民主党）
交通・建設・都市開発担当大臣：ヴォルフガング・ティーフェンゼー（社会民主党）
環境・自然保護・原子力安全担当大臣：ジグマール・ガブリエル（社会民主党）
教育・研究担当大臣：アンネッテ・シャヴァーン（キリスト教民主同盟）
経済協力・開発担当大臣：ハイデマリー・ヴィチョレク＝ツォイル（社会民主党）
首相府長官：トーマス・デ・メジエール（キリスト教民主同盟）

（出所）ドイツ政府ホームページ

<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Bundesregierung/Bundeskabinett/bundeskabinett.html>

図表5 現在の党首

キリスト教民主同盟（CDU）	党首：アンゲラ・メルケル（連邦首相）
キリスト教社会同盟（CSU）	党首：エドムンド・シュトイバー（バイエルン州首相）
社会民主党（SPD）	党首：クルト・ベック
自由民主党（FDP）	党首：ガイド・ヴェスターヴェレ
緑の党（Grünen）	党首：クラウディア・ロス、ラインハルト・ピュティコファー
左翼党（LINKE）	党首：ローター・ビスキー、オスカー・ラフォンテーヌ（2007年11月10日現在）

（出所）各党ホームページより作成

第16期ドイツ連邦議会では2007年10月末までに水曜日の「政府への質問」は計26回、「質問タイム」は計31回、「時事討論」は計27回実施されている¹⁷。その概要は図表6及び図表7に掲げるとおりである。

「政府への質問」では、法案などについて閣議の内容について質問がなされることが多く、「質問タイム」は各党派や議員がさまざまなテーマについて政府に質問を行い、「時事討論」では、テレビや新聞で話題となっている政治的なテーマについて話し合われている。

図表6 第16期連邦議会における水曜日の質問&時事討論**第10回 2006年1月18日(水)**

<政府への質問> 財政担当政務次官：バーバラ・ヘンドリックス博士

「成長と雇用に関する税についての法案」 質問数 計13件

<質問タイム> 質問者 左翼党12(24)¹⁸、緑の党10(15)、自由民主党5(8) 計27(47)

緊急質問の質問者 緑の党1(2)、左翼党1(1) 計2(3)

<時事討論> 鳥インフルエンザについて

第13回 2006年1月25日(水)

<政府への質問> 法務大臣：ブリギッテ・ツィプリース

「ヨーロッパ勾留命令についての枠組み決定の変更に関する法案」 質問数 計6件

<質問タイム> 質問者 緑の党7(13)、自由民主党4(8)、左翼党3(6) 計14(27)

<時事討論> 付加価値税引き上げ、2006年の税収について

第15回 2006年2月8日(水)

<政府への質問> 食品・農業・消費者保護大臣：ホルスト・ゼーホーファー

「2006年連邦政府農業政策報告書」 質問数 計13件

<質問タイム> 質問者 左翼党9(18)、緑の党9(15)、自由民主党6(12) 計24(45)

第18回 2006年2月15日(水)

<政府への質問> 財政担当政務次官：バーバラ・ヘンドリックス博士

「銀行指導要綱と資本妥当性指導要綱の変更に関する法案、連邦制度改革、航空安全法」
質問数 計10件

<質問タイム> 質問者 緑の党12(22)、自由民主党8(16)、左翼党7(13)、キリスト教民主・社会同盟1(2)
計28(53)

<時事討論> 連邦政府のHartz IVの計画短縮について

第21回 2006年3月8日(水)

<政府への質問> 労働・社会担当大臣：フランツ・ミュンターフェリング「年金政策」 質問数 計13件

<質問タイム> 質問者 緑の党14(27)、左翼党9(17)、自由民主党3(6)、キリスト教民主・社会同盟2(3)
計28(53)

第24回 2006年3月15日(水)

<政府への質問> 財務大臣：ペーア・シュタインブリュック

「第20回連邦政府補助金報告書、エネルギー税法案、今後のドイツ・フランス軍の出勤、失業保険規則」 質問数 15件

<質問タイム> 質問者 緑の党14(21)、左翼党8(16)、自由民主党4(8)、キリスト教民主・社会同盟1(2)、
社会民主党1(1) 計28(48)

<時事討論> 極右に対する政策について

第31回 2006年4月5日(水)

<政府への質問> 教育・研究担当大臣：アンネッテ・シャヴァーン博士

「研究と教育のための60億ユーロについて」 質問数 12件

<質問タイム> 質問者 緑の党10(19)、左翼党9(17)、自由民主党4(8)、キリスト教民主・社会同盟1(2)
計24(46)

緊急質問の質問者 緑の党1(1) 計1(1)

<時事討論> ベルリンのリュトリハウプトシュレー事件について

第34回 2006年5月10日(水)

<政府への質問> 財務大臣：ペーア・シュタインブリュック 「2007年の税変更法案」 質問数 9件

<質問タイム> 質問者 緑の党10(18)、左翼党5(10)、自由民主党2(4)、
キリスト教民主・社会同盟2(3) 計19(35)

緊急質問の質問者 緑の党2(4) 計2(4)

<時事討論> 税金について

第42回 2006年6月28日(水)

<政府への質問> 環境・自然保護・原子力安全担当大臣：ジグマール・ガブリエル

「2008年から2012年までの大気汚染削減について」 質問数 5件

<質問タイム> 質問者 左翼党18(35)、緑の党12(23)、自由民主党3(5)、
キリスト教民主・社会同盟1(2) 計34(65)

緊急質問の質問者 緑の党4(8)、自由民主党1(2) 計5(10)

<時事討論> 原子力政策について

第50回 2006年9月20日(水)

<質問タイム> 質問者 緑の党11(20)、自由民主党3(5)、左翼党2(4) 計16(29)

<政府への質問> 教育・研究担当大臣：アンネッテ・シャヴァーン博士

「職業訓練市場の状況」 質問数 12件

<時事討論> メクレンブルクフォアポンメルン州の選挙結果について

第53回 2006年9月27日(水)

<政府への質問> 交通・建設・都市開発担当政務次官：ウルリッヒ カスパリック

「2006年のドイツ統一状況についての連邦政府年間報告」 質問数 15件

<質問タイム> 質問者 自由民主党8(15)、緑の党5(9)、左翼党4(7) 計17(31)

<時事討論> 保健機構改革について

第56回 2006年10月18日(水)

<政府への質問> 経済・技術担当大臣：ミヒャエル・グロース

「職業訓練市場の状況に関する報告」 質問数 11件

<質問タイム> 質問者 左翼党6(12)、緑の党5(10)、自由民主党2(4)、キリスト教民主・社会同盟1(1)
計14(27)

<時事討論> 医療改革について

<p>第 59 回 2006 年 10 月 25 日 (水)</p> <p>< 政府への質問 > 財政担当政務次官：バーバラ・ヘンドリックス博士 「企業継承の緩和に関する法案について」 質問数 11 件</p> <p>< 質問タイム > 質問者 緑の党 12 (21)、左翼党 4 (7)、自由民主党 1 (1) 計 17 (29)</p>
<p>第 62 回 2006 年 11 月 8 日 (水)</p> <p>< 政府への質問 > 経済・技術担当大臣：ミヒャエル・グロース 「デジタル化した情報やコミュニケーションのための ID2010 政策について」 質問数 9 件</p> <p>< 質問タイム > 質問者 左翼党 9 (15)、緑の党 7 (12) 計 16 (27)</p> <p>< 時事討論 > 失業者数の減少について</p>
<p>第 69 回 2006 年 11 月 29 日 (水)</p> <p>< 質問タイム > 質問者 緑の党 11 (19)、左翼党 3 (6)、キリスト教民主・社会同盟 1 (2) 計 15 (27)</p> <p>緊急質問の質問者 緑の党 1 (1) 計 1 (1)</p> <p>< 時事討論 > 企業における被雇用者のより強い関与について</p>
<p>第 72 回 2006 年 12 月 13 日 (水)</p> <p>< 政府への質問 > 教育・研究担当大臣：アンネッテ・シャヴァーン博士 「ドイツにおける教育に関する報告について」 質問数 13 件</p> <p>< 質問タイム > 質問者 緑の党 5 (9)、左翼党 4 (7)、自由民主党 1 (2) 計 10 (18)</p> <p>緊急質問の質問者 緑の党 1 (2) 計 1 (2)</p> <p>単独議員による文書による質問 左翼党 1 (2) 計 1 (2)</p> <p>< 時事討論 > オンライン捜査について</p>
<p>第 75 回 2007 年 1 月 17 日 (水)</p> <p>< 政府への質問 > 環境・自然保護・原子力安全担当大臣：ジグマール・ガブリエル 「2006 年環境報告書」 質問数 15 件</p> <p>< 質問タイム > 質問者 緑の党 8 (14)、左翼党 6 (12)、自由民主党 1 (2)、 キリスト教民主・社会同盟 1 (1) 計 16 (29)</p> <p>< 時事討論 > ドイツ企業の投資能力と外国との貿易について</p>
<p>第 78 回 2007 年 1 月 31 日 (水)</p> <p>< 政府への質問 > 食品・農業・消費者保護担当大臣：ホルスト・ゼーホーファー 「2007 年農業政策報告書」 質問数 9 件</p> <p>< 質問タイム > 質問者 緑の党 9 (17)、左翼党 6 (10)、自由民主党 2 (4)、 キリスト教民主・社会同盟 1 (1) 計 18 (32)</p> <p>< 時事討論 > 石炭助成金続行の要求について</p>

第 81 回 2007 年 2 月 28 日 (水)

< 時事討論 > IPCC 世界環境評議会の気候報告書、連邦政府のエネルギーと環境政策の成果について

< 政府への質問 > 食品・農業・消費者保護担当大臣：ホルスト・ゼーホーファー

「 遺伝子組み換えに関する法律」 質問数 10 件

< 質問タイム > 質問者 緑の党 12 (19)、自由民主党 8 (14)、左翼党 5 (10) 計 25 (43)

緊急質問の質問者 左翼党 1 (1)、緑の党 1 (2) 計 2 (3)

第 84 回 2007 年 3 月 7 日 (水)

< 政府への質問 > 経済協力・開発担当大臣：ハイデマリー・ヴィチョレク＝ツォイル

「 エイズ問題について、競争強化法の発効について、政府内の意見の相違について」

質問数 13 件

< 質問タイム > 質問者 緑の党 10 (16)、左翼党 9 (18)、自由民主党 1 (1) 計 20 (35)

緊急質問の質問者 緑の党 2 (2) 計 2 (2)

< 時事討論 > 子育てについて

第 87 回 2007 年 3 月 21 日 (水)

< 政府への質問 > 交通・建設・都市開発担当政務次官：カリン・ローズ

「 内陸水路について、閣議についての質問」 質問数 8 件

< 質問タイム > 質問者 緑の党 5 (18)、左翼党 6 (12)、自由民主党 2 (4)、キリスト教民主・社会同盟 2 (3)

計 15 (37)

緊急質問の質問者 左翼党 1 (1) 計 1 (1)

< 時事討論 > 東ヨーロッパ諸国におけるロケット配備について

第 90 回 2007 年 3 月 28 日 (水)

< 政府への質問 > 内務大臣：ウォルフガング・ショイブレ博士

「 EU の滞在・難民に関する方針について、最低賃金について」 質問数 12 件

< 質問タイム > 質問者 左翼党 11 (22)、緑の党 11 (21)、自由民主党 3 (4)

キリスト教民主・社会同盟 1 (1) 計 26 (48)

< 時事討論 > ビオトープについて

第 93 回 2007 年 4 月 25 日 (水)

< 政府への質問 > 交通・建設・都市開発担当大臣：ヴォルフガング・ティーフェンゼー

「 エネルギーゲティクの建物、閣議についての質問」 質問数 10 件

< 質問タイム > 質問者 左翼党 13 (24)、緑の党 10 (20)、自由民主党 4 (7)

キリスト教民主・社会同盟 1 (2) 計 28 (53)

緊急質問の質問者 左翼党 1 (1) 計 1 (1)

< 時事討論 > 「テロとの戦い」に関するウォルフガング・ショイブレ内務大臣の計画について

第96回 2007年5月9日(水)

<政府への質問> 教育研究担当大臣：アンネット・シャヴァーン博士

「大学大綱法廃止法案について、閣議についての質問」 質問数 17件

<質問タイム> 質問者 自由民主党 5(10)、左翼党 5(9)、緑の党 4(8)、キリスト教民主・社会同盟 1(2)
計 15(29)

緊急質問の質問者 左翼党 2(3)、緑の党 1(1) 計 3(4)

<時事討論> 税込超過分の使い道について

第99回 2007年5月23日(水)

<政府方針演説> 法務大臣：ブリギッテ・ツィプリース 「有限会社法について」 質問数 3件

<質問タイム> 質問者 緑の党 10(18)、左翼党 4(8)、キリスト教民主・社会同盟 2(4)、自由民主党 2(3)
計 18(33)

緊急質問の質問者 左翼党 1(1)、緑の党 1(2) 計 2(3)

<時事討論> ドイツテレコム株式会社に対する連邦政府の企業政策について

第102回 2007年6月13日(水)

<質問タイム> 質問者 緑の党 8(14)、左翼党 2(4)、自由民主党 1(2)、キリスト教民主・社会同盟 1(1)
計 12(21)

緊急質問の質問者 緑の党 2(3)、左翼党 2(2) 計 4(5)

<時事討論> 老年世代の貧困と年金について

第104回 2007年6月20日(水)

<政府への質問> 教育・研究担当大臣：アンネット・シャヴァーン博士

「2007年のドイツにおける技術力に関する報告」 質問数 10件

<質問タイム> 質問者 緑の党 9(17)、左翼党 3(15)、キリスト教民主・社会同盟 3(4) 計 15(36)

緊急質問の質問者 左翼党 6(7)、緑の党 2(2) 計 8(9)

<時事討論> 社会福祉改革について

第107回 2007年7月4日(水)

<質問タイム> 質問者 緑の党 16(32)、左翼党 7(13)、自由民主党 2(2)、キリスト教民主・社会同盟 1(2)
計 26(49)

緊急質問の質問者 緑の党 1(1) 計 1(1)

<時事討論> G 8 での連邦国防軍の投入について

第114回 2007年9月19日(水)

<政府への質問> 交通・建設・都市開発担当大臣：ヴォルフガング・ティーフェンゼー

「2007年におけるドイツ統一の状況についての連邦政府年間報告」 質問数 9件

<質問タイム> 質問者 左翼党 9(16)、緑の党 7(10)、自由民主党 2(4) 計 18(30)

緊急質問の質問者 緑の党 2(3) 計 2(3)

<時事討論> 飛行機テロ計画についての国防大臣の姿勢について

第 117 回 2007 年 10 月 10 日 (水)

< 政府への質問 > 外務担当政務次官：ギュンター・グローサー

「 国際的人事政策について、 閣議についての質問」 質問数 2 件

< 質問タイム > 質問者 緑の党 5 (9) 自由民主党 3 (6) 左翼党 2 (4) キリスト教民主・社会同盟 1 (2)
計 11 (21)

緊急質問の質問者 緑の党 2 (2) 計 2 (2)

< 時事討論 > 失業保険の受給期間と 67 歳以上の年金の変更について

第 120 回 2007 年 10 月 24 日 (水)

< 質問タイム > 質問者 緑の党 8 (15) 左翼党 7 (13) キリスト教民主・社会同盟 2 (3) 計 17 (31)

緊急質問の質問者 左翼党 2 (4) 緑の党 1 (2) 計 3 (6)

< 時事討論 > 電気料金の値上げについて

(出所) ドイツ連邦議会ホームページ http://www.bundestag.de/bic/a_prot/

図表 7 時事討論タイム参加者の例

2006 年 1 月 18 日時事討論タイム「鳥インフルエンザ問題について」

- ホルスト・ゼーホーファー (大臣)
- ... 育児・農業・消費者保護担当大臣 (1980 年～ 連邦議会議員)¹⁹
- ハンス - ミヒャエル・ゴールドマン (自由民主党)
- ... 育児・農業担当広報官、船舶・港湾担当広報官、教会政策担当広報官 (1998 年～ 連邦議会議員)
- ヴィルヘルム・ブリースマイアー (社会民主党)
- ... 社会民主党農業政策広報担当代理 (2002 年～ 連邦議会議員)
- キルステン・タックマン (左翼党) ... ブランデンブルク州代表代行 (2005 年～ 連邦議会議員)
- ウルズラ・ハイネン (キリスト教民主・社会同盟)
- ... キリスト教民主社会同盟女性委員会会長 (1998 年～ 連邦議会議員)
- ベーベル・ヘーン (緑の党) ... 党議員団首脳会議委員 (2005 年～ 連邦議会議員)
- ウラ・シュミット (大臣) ... 連邦保健大臣 (1990 年～ 連邦議会議員)
- ユリア・クレックナー (キリスト教民主・社会同盟)
- ... 党議員団首脳会議委員 (2002 年 10 月～ 連邦議会議員)
- カロラ・ライマン (社会民主党) ... 社会民主党健康分野担当報道官 (2000 年 2 月～ 連邦議会議員)
- ペテル・ヤール (キリスト教民主・社会同盟) ... 元ザクセン州議会議員 (2002 年～ 連邦議会議員)
- エルヴィラ・ドロピンスキー - ヴァイス (社会民主党)
- ... オッフエンブルグ・オルテナウ郡社会民主党代表 (2004 年 5 月～ 連邦議会議員)
- ヘルマン - ヨーゼフ・シャルフ (キリスト教民主・社会同盟)
- ... 元ザールランド州議会議員 (2005 年～ 連邦議会議員)
- ウォルフガング・ウォダグ (社会民主党)
- ... 健康分野における社会民主党の労働共同体代表 (1994 年～ 連邦議会議員) 計 13 名

(出所) ドイツ連邦議会ホームページ <http://dip.bundestag.de/btp/16/16010.pdf>

4. おわりに

日本の党首討論については開会回数の少なさなど、これまでもたびたび問題点が指摘されている。本誌 257 号においては、イギリスと日本の党首討論を比較し、開会回数、討議時間、テーマの事前公表などの点における相違点・改善点を示している²⁰。

国会を「党首討論」の場としなくとも、テレビ番組における「党首討論」が大きな意味を持つこともある。ドイツにおいても選挙前に放送される「テレビ討論(TV - Duell)」は、選挙結果を左右する大変重要な番組となっており、2005 年 9 月の総選挙においても「党首討論」の内容によって世論の動向が変化した。日本においても報道番組で「党首討論」が実施され、注目を浴びることも多い。

イギリスの「クエスチョン・タイム」は「野党第一党党首」「野党第二党党首」だけではなく、「抽選で選ばれた議事日程記載者のうち 10 名程度」、「議長指名による一般議員 6 名程度」が発言する機会を設けている²¹。本稿で考察したようにドイツでは水曜日の「政府への質問」、「質問タイム」、「時事討論タイム」、木曜日の「コアタイム討論」というような政府に対する質問の制度が設けられている。イギリスでは党首以外の発言者が「首相に対するクエスチョン・タイム」に質問ができる。ドイツでは個別政策に詳しい議員が大臣・政務次官等に質問する時間、そして、「時事討論タイム」という時事問題となっているような特定の政策に関して閣僚と各党の政策を担当している議員などが本会議で討論をする時間が毎週設けられているが、これらの時間に各党党首が発言することは非常に少ない。

日本の「党首討論」とドイツの「質問制度」は、「国会における討議の活性化」のために導入されたという目的、そして「イギリスのクエスチョン・タイム」をモデルとしている対政府質問・討論のための制度であるという点において共通しているが、そこにおける各党の「党首」の役割や実施回数に差があることは、興味深い点であろう。

¹ 制度が開始された直後から指摘されていた問題は、佐々木勝実「国会審議活性化法に基づく国会審議～党首討論の実施手続を中心に～」『議会政治研究』55号、2000年9月、14～17頁でまとめている。最近の実施状況については、大嶋健志「安倍総理と小沢民主党代表による党首討論～第165回国会及び第166回国会における討議の概要～」『立法と調査』271号、2007年8月、79頁で検討している。

² 連邦参議院(Bundesrat)は州の代表からなる機関であり、連邦議会と同様の質問制度は存在しない。

³ 山口(藤田)和人「ドイツの議会改革」『レファレンス』第50巻4号、2000年4月、33～66頁の中でドイツ連邦議会における質問制度の改革について詳述されており、本稿を執筆する上で参考とさせていただいた。

⁴ ドイツ連邦議会ホームページ http://www.bundestag.de/parlament/funktion/gesetze/go_btg/go08.html

http://www.bundestag.de/wissen/glossar_daten/G/grosse_anfrage.html

最新の連邦議会議事規則は、ドイツ議会のホームページに掲載されているが、その翻訳にあたっては、1990年11月12日公布の改正までの議事規則の翻訳である、吉田栄司「ドイツ連邦議会議事規則 邦訳(一)(二)」『関西大学法学論集』第42巻第5号、1992年12月、219～245頁、第42巻第6号、1993年2月、360～383頁を参考とさせていただいた。

⁵ ドイツ連邦議会ホームページ http://www.bundestag.de/parlament/funktion/gesetze/go_btg/go08.html

http://www.bundestag.de/wissen/glossar_daten/K/kleine_anfrage.html

⁶ ドイツ連邦議会ホームページ http://www.bundestag.de/parlament/funktion/gesetze/go_btg/go08.html

⁷ 山口(藤田)和人「ドイツの議会改革」『レファレンス』第50巻4号、2000年4月、38頁。

⁸ ドイツ連邦議会ホームページ http://www.bundestag.de/wissen/glossar_daten/F/fragestunde.html

山口(藤田)和人「ドイツの議会改革」『レファレンス』第50巻4号、2000年4月、38頁。

⁹ 「第16期連邦議会における水曜日の質問タイム・時事討論タイム」の表を参照のこと。

¹⁰ Hermann J. Schreiner & Susanne Linn, *So arbeitet der Deutsche Bundestag 20.Aufl.*, NDV, 2007, S.52・53.

- ¹¹ 時事討論については、1990年に議事規則第106条第1項が修正され、第2項が追加された。
- ¹² Hermann J. Schreiner & Susanne Linn, *So arbeitet der Deutsche Bundestag 20.Aufl.*, NDV, 2007, S.51・52. 各回のテーマは「図表6 第16期連邦議会における水曜日の質問タイム・時事討論タイム」を参照のこと。
ドイツ連邦議会ホームページ http://www.bundestag.de/parlament/funktion/gesetze/go_btg/go08.html
- ¹³ Hermann J. Schreiner & Susanne Linn, *So arbeitet der Deutsche Bundestag 20.Aufl.*, NDV, 2007, S.23.
- ¹⁴ 山口和人「連邦議会の審議手続きの改革」『ジュリスト』1092号、1996年6月、69頁。服部高宏「ドイツ連邦議会改革とその課題」『議会政治研究』40号、1996年12月、39・40頁。
- ¹⁵ ドイツ連邦議会ホームページ http://www.bundestag.de/wissen/glossar_daten/K/kernzeit.html. Hermann J. Schreiner & Susanne Linn, *So arbeitet der Deutsche Bundestag 20.Aufl.*, NDV, 2007, S.50・51.
- ¹⁶ 議長補佐機構(Ältestenrat)は、議長、副議長、その他23名の国会議員からなり、議事日程などを決定する機関である。
- ¹⁷ 木曜日など水曜日以外に実施されている場合もあるが、この表では水曜日に実施されたもののみ掲載している。
- ¹⁸ 「質問タイム」の数字は質問者数、カッコ内の数字は質問件数である。「質問タイム」の質問者・質問件数は、あらかじめ作成される文書(Drucksache)に掲載されているものであり、実際にはキャンセルされた質問も含んでいるため、議事録に掲載されている実際に質問した人数や件数とは異なる場合もある。
- ¹⁹ 1980年～というような年数は、いつから連邦議会議員になったのかを示している。
- ²⁰ 稲毛文恵「今国会における党首討論～討議の概要と今後の課題～」『立法と調査』257号、2006年7月、60・61頁。
- ²¹ 稲毛文恵「今国会における党首討論～討議の概要と今後の課題～」『立法と調査』257号、2006年7月、60・61頁。